

平成21年4月より

入院医療費の 計算方法が 変わります



当院では医療費の適正化をはかるため、厚生労働省への調査協力を行ってまいりましたが、平成21年4月より「DPC対象病院」として認可されました。

これにより、従来の投薬・注射・処置・レントゲンなど行われたすべての診療項目を出来高点数で計算する方法から、厚生労働省の定めた「1日当たりの定額点数」として計算する【**包括評価方式(DPC)**】を導入します。

入院医療費の計算方法

出来高計算方式

投薬

注射

処置

検査

レントゲン

入院料など

手術料

リハビリ・その他

包括評価
(DPC)

包括評価方式(DPC)

1日当たりの
定額点数
×
入院日数

[投薬・注射・処置・検査・
レントゲンを含む]

※一部の処置・検査を除く

出来高

手術料
リハビリ・その他

包括評価方式(DPC)でも、手術料・リハビリテーション料・一部の処置・検査は「出来高方式」で計算します。
入院医療費は、「1日当たりの定額点数」×「入院日数」+「出来高」で計算されます。



JA岐阜厚生連

揖斐厚生病院

Q1

すべての入院患者がこの方式の対象となるの？

A1

病名や治療内容に応じて分類される診断群分類(1572分類)のいずれかに、患者さんの病気が該当するものと主治医が判断した場合、新たな計算方式「包括評価方式」による医療費の計算を行います。

ただし、以下の場合には対象となりません。

- ◆ 診断群分類のいずれにも該当しない場合
- ◆ 自費診療・労災保険・自賠責保険にて入院の場合
- ◆ 療養病棟・亜急性期病床へ入院の場合



Q2

医療費の支払いはどうなるの？

A2

一部負担金の支払方法は、従来の支払いと基本的に変わりありません。月ごとの支払い、そして退院の場合は退院日になります。

ただし、入院後、病状の経過や治療内容によって診断群分類が変更となった場合には、請求額が変動することがあるため、退院時に入院日にさかのぼって、既に支払われた額との「**差額調整**」を行うことがあります。

その他、食事代・室料代等は従来通りのお支払いになります。



Q3

「包括評価(DPC)」では医療費は高くなるの？

A3

患者さんが治療された病気やその治療内容によって「入院1日当たりの医療費」が決まります。従来の出来高と比べて病名・治療内容等により、高くなる場合や安くなる場合があります。



Q4

高額療養費の扱いはどうなるの？

A4

高額療養費の取扱いは従来と変わりありません。お支払いされた1ヶ月分の医療費が、自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されます。

また、入院時に限度額認定証を指示された場合も、従来どおりの取扱いとなります。

